

2020年8月

(新型コロナウイルス感染症対応)
日本建築学会論文集修正原稿提出期限に関する特別措置について

論文集委員会

2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、国内外問わず多くの機関が活動の自粛（または中止）を余儀なくされております。

「[日本建築学会構造系、計画系ならびに環境系論文集応募規程](#)」>7. 原稿の提出>
(4) では修正原稿の提出期限を最長2か月延長することができると定めておりますが、このような状況下で著者の皆様におかれましては、数か月単位で追加調査・実験や資料収集が行えなかったり、共著者と連絡が取れなかったりと様々な問題が生じているかと存じます。

そこで論文集委員会では、修正原稿を期限内に提出できない可能性のある論文を対象とした特別措置を決定いたしました。

詳細は以下のとおりです。

<修正原稿提出期限に関する特別措置について>

○対象：

「[日本建築学会構造系、計画系ならびに環境系論文集応募規程](#)」>7. 原稿の提出> (4) に従い、2020年3月以降に最長2か月の提出期限延長を申請済みの論文

○追加延長期間：

最長3か月 ※通常の2か月と合計して最長5か月の延長となります。

○申請期間：

2020年5月～未定 ※感染状況等によって中止する場合もございます。

○申請方法：

「論文ID」「論文タイトル」「延長希望期間」「延長希望理由」を ronbun(at)aij.or.jp 宛へお送りください。 *(at)=@

また、二次査読をご予定されております査読者の皆様におかれましては、ご担当いただいている論文の再査読が半年以上先になる可能性もございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合先

論文集委員会係 Email: ronbun(at)aij.or.jp *(at)=@